

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し
統一的な運用を図るための基準の一部変更について

〔令和 2 年 6 月 16 日〕
閣 議 決 定

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 18 条第 2 項に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

目次を別紙 1 のように改める。

Ⅱ 1 (1) 【別表第 1 号(防衛に関する事項)】イ b 中「アメリカ合衆国の軍隊」を「外国の軍隊」に、「同国」を「当該外国」に改め、同ニ c 中「アメリカ合衆国」を「外国の政府等」に改め、同チに次のように加える。

c b を分析して得られた情報

Ⅱ 1 (1) 【別表第 1 号(防衛に関する事項)】リに次のように加える。

c b を分析して得られた情報

Ⅱ 1 (1) 【別表第 2 号(外交に関する事項)】イ中「外国の政府又は国際機関」を「外国の政府等」に改める。

Ⅱ 1 (4) ア中「含めないようにすること」を「含めないものとする」とに改め、同(4)に次のように加える。

エ 特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、特段の秘匿の必要

性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である。これを前提に、特定秘密に当たる情報が出現する前に、これを特定秘密に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること。

Ⅱ 2 (9) 中「Ⅲ 2 (2)」を「Ⅲ 2 (4)」に改める。

Ⅱ 3 (2) 中「区別することができるように」の次に「具体的に」を加える。

Ⅱ 3 (5) 中「要約したものを記述するものとする」を「記述するものとする」とともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、1 (1) に定める事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、当該特定秘密が指定の要件を満たしているか否かが判別できるよう、具体的に記述するよう努めるものとする」に改める。

Ⅲ 1 (1) 中「明らかにしておくものとする。」の次に「指定した特定秘密について、当該指定の有効期間が満了する時において、その一部が指定の要件を満たさなくなるときは、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分については指定の有効期間を延長するものとする。」を加え、「特に、」を削る。

Ⅲ 2 (1) を次のように改める。

(1) 指定の理由の点検等

ア 行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年 1 回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたとときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、

特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。

イ 行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に指定したにもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

Ⅲ 2 中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、同中(1)の次に次のように加える。

(2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

IV10(2)ウ中「10年」を「5年」に改める。

IV12を次のように改める。

12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に
必要な事項の報告を行い、また、出向又は併任（以下「出向等」と
いう。）により他の行政機関において勤務することとなった職員の
適性評価の実施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の
実施のために相互に協力するものとする。関係行政機関の長による
相互協力により、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長が、
出向等元の行政機関の長に対し、出向等により特定秘密の取扱いの
業務を新たに行うことが見込まれることとなった職員に係る過去に
実施した適性評価の際に記入させた質問票や調査票、これらに係る
回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供
を求める場合には、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長に
おいて、評価対象者からあらかじめ上記 4 (2) アの同意書の提出を受
けるものとする。

なお、行政機関の長は、適性評価の判断に当たって、関係行政機
関の長が過去に実施した適性評価の過程で得た情報を活用すること
ができるが、自らの事務として適切に調査を行った上で、上記 6 に
基づき、総合的に判断するものとする。

また、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が
契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行して
はならない。

IV 中 14 を削る。

V 3 (1) ア中「監察するものとする。」の次に次のように加える。
ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定
行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情
報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書(以下「保存期間 1 年未満の
特定秘密文書」という。)の中に保存期間を 1 年以上と設定すべきもの
がないかの検証・監察が含まれる。

なお、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文

書の管理に関するガイドライン」(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定)を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

V 5 (3)イ中「情報監視審査会」の次に「(以下「審査会」という。)」を加える。

V 6 に次のように加える。

- (4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。
- (5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和 22 年法律第 79 号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

VI を次のように改める。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5 年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

別添 2 - 1 (適性評価の実施についての同意書) 2 に次のように加える。

- (5) 適性評価の実施に当たって取得した情報(保存期間(5 年(適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合)又は 3 年(適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合))を経過し、廃棄等されたものは除く。)は、今後、私が出

向又は併任により、他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長からの照会に応じて、提供されることがあること。

※行政機関の職員の場合に記載

別添5(質問票(適性評価))はじめに中1に次のように加える。

この質問票(保存期間(5年(適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知をした場合)又は3年(適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合))を経過し、廃棄等されたものを除く。)は、提出先の行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、出向又は併任により他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった際に、当該他の行政機関の長による適性評価に利用されることがあります。

※行政機関の職員の場合に記載

別添5(質問票(適性評価))中「本名」を「戸籍上の氏名」に改める。

別添6(調査票(適性評価))を別紙2のように改める。

別添9-2(適性評価結果等通知書(適合事業者用))中「第2条第2項」を「第2条第2号」に改める。

別紙 1

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準

目次

I	基本的な考え方	1
1	策定の趣旨	1
2	特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項	1
(1)	拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重	1
(2)	公文書管理法及び情報公開法の適正な運用	2
3	特定秘密を取り扱う者等の責務	3
II	特定秘密の指定等	3
1	指定の要件	3
(1)	別表該当性	4
(2)	非公知性	9
(3)	特段の秘匿の必要性	9
(4)	特に遵守すべき事項	9
2	実施体制	10
3	指定手続	10
4	指定の有効期間の設定	12
5	指定に関する関係行政機関の協力	12
6	指定した特定秘密を適切に保護するための規程	12
III	特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等	13
1	指定の有効期間の満了及び延長	13
(1)	指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合	13
(2)	指定の有効期間の満了	14
(3)	有効期間の延長の周知等	14
(4)	通じて 30 年を超えて延長する場合	14
2	指定の解除	14
(1)	指定の理由の点検等	14
(2)	指定の一部解除	15
(3)	一定の条件が生じた場合の解除等	15
(4)	解除の周知等	15
(5)	特定秘密表示の抹消	15
(6)	指定解除表示	15
3	指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を 記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	15

(1)	指定の有効期間が通じて 30 年を超える特定秘密	16
(2)	指定の有効期間が通じて 30 年以下の特定秘密	16
IV	適性評価の実施	16
1	適性評価の実施に当たっての基本的な考え方	16
(1)	プライバシーの保護	16
(2)	調査事項以外の調査の禁止	16
(3)	適性評価の結果の目的外利用の禁止	17
(4)	基本的人権の尊重等	17
2	実施体制	17
(1)	適性評価実施責任者	17
(2)	適性評価実施担当者	17
(3)	関与の制限	17
(4)	留意事項	17
3	評価対象者の選定	18
(1)	名簿の提出	18
(2)	行政機関の長の承認	18
(3)	留意事項	19
4	適性評価の実施についての告知と同意	20
(1)	評価対象者に対する告知	20
(2)	同意の手続	20
(3)	不同意の場合の措置	20
(4)	同意の取下げ	20
5	調査の実施	21
(1)	評価対象者による質問票の記載と提出	21
(2)	上司等に対する質問等	21
(3)	人事管理情報等による確認	22
(4)	評価対象者に対する面接等	22
(5)	公務所又は公私の団体に対する照会	22
(6)	留意事項	23
6	評価	23
(1)	評価の基本的な考え方	23
(2)	評価の際に考慮する要素	24
7	結果等の通知	24
(1)	評価対象者への結果及び理由の通知	24
(2)	特定秘密管理者等への結果の通知	25
8	苦情の申出とその処理	25
(1)	苦情の処理のための体制	25
(2)	苦情の申出	25

(3) 苦情の処理の手続	25
(4) 苦情処理結果の通知	26
(5) 留意事項等	26
9 適性評価実施後の措置	27
(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第 12 条第 1 項第 3 号に該当する可能性 がある場合の措置	27
(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第 12 条第 1 項第 3 号に該当する 可能性がある場合の措置	28
10 適性評価に関する個人情報等の管理	28
(1) 適性評価に関する文書等の管理	28
(2) 行政機関における個人情報等の管理	29
(3) 適合事業者等における個人情報等の管理	29
(4) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限	30
11 研修	30
12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力	30
13 警察本部長による適性評価	31
V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するた めの措置等	31
1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	31
2 内閣総理大臣による指揮監督	31
3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検 証・監察・是正	31
(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正	31
(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等	32
4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適 正に関する通報	33
(1) 通報の処理の枠組み	33
(2) 通報の処理	33
(3) 通報者の保護等	35
5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告	36
(1) 内閣総理大臣への報告等	36
(2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告	37
(3) 国会への報告及び公表	37
6 その他の遵守すべき事項	37
VI 本運用基準の見直し	37
VII 本運用基準の施行日	38

【別添様式】

別添 1	適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）	39
別添 2-1	適性評価の実施についての同意書	48
別添 2-2	公務所又は公私の団体への照会等についての同意書	49
別添 3	適性評価の実施についての不同意書	50
別添 4	適性評価の実施についての同意の取下書	51
別添 5	質問票（適性評価）	52
別添 6	調査票（適性評価）	80
別添 7	適性評価のための照会書	85
別添 8	適性評価実施担当者証	86
別添 9-1	適性評価結果等通知書（本人用）	87
別添 9-2	適性評価結果等通知書（適合事業者用）	90
別添 10	特定秘密の保護に関する誓約書	92
別添 11	苦情処理結果通知書	95

調査票（適性評価）

1 調査票の記載に当たっての留意事項

_____氏（以下「評価対象者」といいます。）について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため必要がありますので、2の各調査事項について、該当の有無を記載するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載した上で、この調査票に記載した年月日やあなたの氏名等を記載して、この調査票を_____省の適性評価の担当者に提出してください。

この調査票は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません（なお、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、人事評価に用いるなど特定秘密の保護以外の目的のために利用したり、他に提供したりすることは、特定秘密保護法の規定により禁じられています。）。記載に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載してください。

評価対象者への質問とは別にこの調査が行われる趣旨を踏まえ、この調査票の記載の前後を問わず、評価対象者に記載内容についての確認を行わないでください。

なお、この調査票の記載により把握した評価対象者に関する情報は、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載した内容のみによって評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日、_____省の適性評価の担当者から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

<担当>

省 局 課

住所

電話

2 調査事項

調査事項	該当すると認められる場合に✓印を記載してください。	内 容
<p>○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係① 評価対象者が、特定有害活動（注1）やテロリズム（注2）を行ったこと、又はこうした活動を支援したことが認められますか。</p> <p>-----</p> <p>評価対象者が、上記の活動を行う団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められますか。</p> <p>-----</p> <p>評価対象者が、上記の活動を行う団体を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 認められる</p> <p><input type="checkbox"/> 認められる</p> <p><input type="checkbox"/> 認められる</p>	
<p>○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係② 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 認められる</p>	
<p>○ 犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 認められる</p>	

（注1） 「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

（注2） 「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

調査項目	該当すると認められる場合に✓印を記載してください。	内 容
○ 情報の取扱いに係る非違の経歴 評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分や上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあると認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 薬物の濫用及び影響 評価対象者が、所持等が禁止されている薬物を濫用しており、若しくは濫用していた、又は疾病の治療のための薬物をその用量を著しく超えて摂取しており、若しくは摂取していたと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 精神疾患 評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 飲酒についての節度 評価対象者が、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあると認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 信用状態その他の経済的な状況 評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者に、自己の資力に照らして不相応な金銭消費がある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	

記載年月日 年 月 日

所属部署

役職 氏名 印

電話

電子メール

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

○特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第 12 条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第 5 条第 4 項若しくは第 8 条第 1 項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第 1 項の規定による通知をした日から 5 年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第 1 項の規定による通知があった日から 5 年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を凶る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第 3 号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第 4 号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第 1 項第 3 号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第 2 項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の

団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。